

財団法人女性労働協会専務理事候補の公募について

財団法人女性労働協会の役員（専務理事候補）の公募を行います。

1. 法人名

特例民法法人 財団法人女性労働協会

2. 公募する役員候補の役職

専務理事（常勤）選任予定 1名

3. 就任予定日・任期

就任予定日：平成23年3月の理事会にて選任された日以降

任期：2年間（再任の場合があります。）

4. 職務内容

専務理事（常勤）の職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。

5. 選考の視点

職務内容において求める資格・経験等を踏まえ、公募ポストの役員としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。

6. 選考方法

第一次、第二次の選考は、当協会評議員から選任された者が行います。

(1) 第一次選考（書類選考）：履歴書、職務経歴書、応募動機、自己アピール書

第一次選考結果は、平成23年2月上旬までにその合否を応募者全員に連絡します。

(2) 第二次選考（面接選考）：個人面接

・面接は、平成23年2月中旬に実施予定です。

詳細は、第一次選考合格者に対し、個別にご連絡します。

・第二次選考結果は、選考を受けた方全員にご連絡します。

(3) 役員（専務理事）への選任手続き

第二次選考合格者は、評議員会における理事選任の候補者となり、当該候補者が、評議員会における審議の結果、理事に選任された場合は、理事会による互選の後、専務理事に選任される予定です。

7. 応募方法

(1) 公募期間：平成23年1月4日（火）～平成23年1月27日（木）

(2) 応募資格経験等：職務内容書をご覧ください。

(3) 第一次選考（書類選考）応募書類

下記の書類を期限までに郵送してください。

①履歴書：

・JIS規格履歴書に最近3か月以内の顔写真を貼付すること。

・連絡が付きやすい電話番号・携帯電話番号及びEメールアドレスを記入のこと。

②職務経歴書：任意様式により、職務経歴をできるだけ詳細に記載すること。

③応募動機：自己アピール書：A4版2,000字以内

(4) 提出期限：平成23年1月27日（木）午後4時（必着）

(5) 送付先：〒108-0073 東京都港区三田3丁目5番21号 三田北島ビル4階

財団法人 女性労働協会 総務部あて

(※ 応募書類は、一般書留により送付いただき、封筒表には「役員（専務理事）応募書類
在中」と朱書きしてください。)

(6) 応募に関する問合せ

財団法人 女性労働協会 総務部（担当：辻村、高木）

電話番号：03（3456）4410

8. その他

- ・ 応募書類の返却はいたしません。
- ・ 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。
- ・ ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報は本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

職 務 内 容 書

特例民法法人 財団法人女性労働協会 専務理事候補（常勤）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当協会は、女性に関する労働問題に関する啓発、相談、調査、研究等の事業を行うことにより、労働に関する女性の地位向上及び女性労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務等を行っている。

募集する専務理事候補は、こうした当協会の運営全体の権限と責任を有し、職員を監督し、効率的な団体経営を実施する必要がある。

このため、高いマネジメント能力のみならず、女性労働者の地位向上及び福祉の増進に関する深い知識や経験、関係団体・機関との間との連携を的確に実施するとともに事業の改革・改善・業務運営の効率化等に積極的に取り組むことができる人材を求めている。

1. 法人名 特例民法法人 財団法人女性労働協会

2. 法人の業務概要

- (1) 設立年月日：昭和55年12月1日、「財団法人婦人少年協会」設立
平成11年4月1日、名称を「財団法人女性労働協会」に変更
- (2) 設立目的：女性に関する労働問題に関する啓発、相談、調査、研究等の事業を行うことにより、労働に関する女性の地位向上及び女性労働者等の福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とする。
- (3) 事業概要：女性に係る労働問題に関する広報、啓発、調査、研究、情報・資料の収集、提供。女性労働者等に対する相談、研修の実施。女性労働者等の福祉に係る関係者に対する助言、相談、研修の実施。女性に係る労働問題施設の管理・運営に関する受託事業の実施。
- (4) 賛助会員：40名（平成21年度末現在）
- (5) 組織：本部（東京都港区）、女性と仕事の未来館（東京都港区）
- (6) 役職員数：役員12名（内 常勤1名）
常勤職員数20名（平成22年4月1日現在）

3. 任期 平成23年3月理事会開催日以降、2年間の任期で再任の場合があります。

4. 職務内容

当財団の会長の指示の下で、業務運営の責任者として、当財団の寄附行為に定めた以下の事業・運営方針を統括し、必要に応じて、事業の見直し等を関係者と総合的調整を図りながら行う。

- (1) 女性に係る労働問題に関する広報
- (2) 女性に係る労働問題に関する調査・研究及び情報資料の収集、提供

- (3) 女性労働者等に対する相談及び研修
- (4) 女性労働者等の福祉に係る関係者に対する助言及び相談並びに研修
- (5) 女性に係る労働問題関係者の国際交流
- (6) 女性に係る労働問題関係施設の管理運営に関する受託事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5. 必要な資格・経験

- (1) 職務遂行にあたっては、①中立性・公平性、②専門性、③専務理事としてのマネジメント能力・リーダーシップ能力が求められる。
 - ・ 女性労働問題全般に関する基礎知識を有すること。
 - ・ 今後の公益法人改革の方向性に従い、当財団の経営・運営改革に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、法人の経営、会計、人事・労務管理に関する十分な知識・経験を有していること。
 - ・ 相当程度の組織規模を有する民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等において、役員・管理職（部課長以上）としてマネジメントを行った経験または、女性労働問題の指導者としての経験を有し、女性労働協会の業務運営責任者として、財団の統括・管理に係る業務を適格に実施することができる能力を有すること。
 - ・ 当財団は、高い公共性を有しており、中立性・公平性が不可欠であることから、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるしっかりした倫理観を有する者であること。
 - ・ 法令遵守に基づいた的確な業務を実施するため、コンプライアンス業務など、その経験を通じて法令解釈に精通していること。
 - ・ 当財団の業務について、必要な場合は、関係法令及び内部の各種規程に基づき困難性の高い業務においても的確に業務を遂行できるよう、組織の責任者としてリーダーシップを発揮してきた経験を有すること。

なお、多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しないこととしている。

- (2) 当財団の個々の業務内容の適正性を判断し得るだけの知識を有すること。
- (3) 理事としての任期満了日（平成25年3月31日）において、満65歳以下であること。

6. 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に規定する者は役員となることができない。

7. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤（兼務は、理事会により承認された場合のみ可）
- (2) 任 期：平成23年3月理事会開催日以降、2年間の任期で再任の場合があります。
- (3) 勤 務 地：当財団本部
(東京都港区三田3丁目5番21号 三田北島ビル4階)
- (4) 勤務時間：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

- (5) 給 与：年収400万円以内（諸手当・賞与含む。）
- (6) 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- (7) そ の 他：当財団の定めるところによる。

【参 考】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）
（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの（刑の執行猶予中の者を除く。）